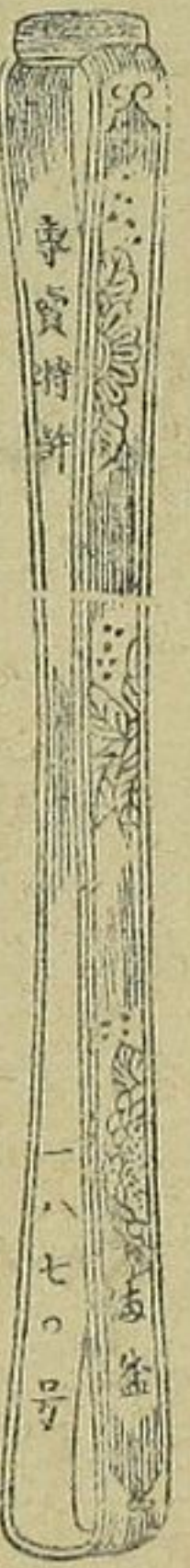


農商務省專賣特許男帯止第一七〇號

此の品は、特許の権利を有するもので、他人が勝手に製造・販売することは法律で禁じられています。本特許の権利は、農商務省に認められており、その権利の行使は、農商務省の監督の下に行われます。本特許の権利は、農商務省の監督の下に行われます。本特許の権利は、農商務省の監督の下に行われます。

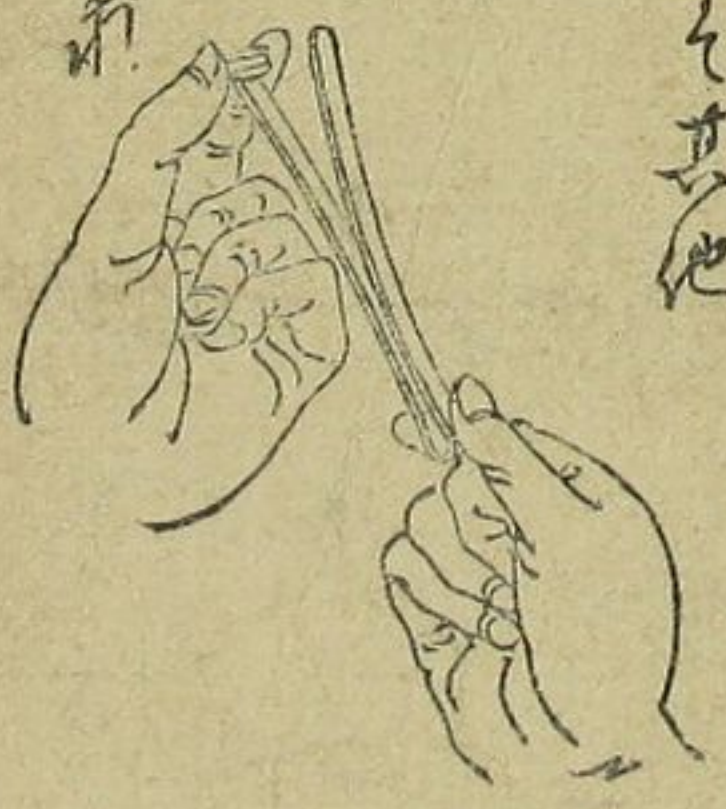
製造品目



- 赤銅四分一銀分 各種。本特許銀 各種
- 鍍金銀象眼 各種。洋 白 各種
- 薛繪付 各種。アール 各種

注意事項
 以上記述の如く、本特許の権利は、農商務省の監督の下に行われます。本特許の権利は、農商務省の監督の下に行われます。本特許の権利は、農商務省の監督の下に行われます。

使用の法
 ① 即ち、本特許の権利は、農商務省の監督の下に行われます。本特許の権利は、農商務省の監督の下に行われます。本特許の権利は、農商務省の監督の下に行われます。



小同物同屋 本舗 村上庄造

